

障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

公立大学法人岡山県立大学
(平成26年7月15日策定)

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、本法人の全ての組織における物品等の調達に適用する。

3 取組内容

本法人では、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約の活用などにより、施設等からの調達の推進に努める。
- (2) 調達を円滑に進められるよう、県等を通じて施設等及び当該施設等が提供可能な物品等の情報収集を行う。

4 施設等

この方針において、施設等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所等

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達対象物品等

調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物 品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品

(2) 役 務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、その他の役務

6 調達目標

年度調達目標額は、10万円以上とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) この方針は、大学ホームページ等により速やかに公表するものとする。

(2) 会計年度終了後、速やかに当該年度における施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、その概要を大学ホームページ等により公表するものとする。